証券コード　6730
2018年５月21日

株主の皆さまへ

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
株式会社アクセル
代表取締役社長　松　浦　一　教

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月15日（金曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2018年６月16日（土曜日）　午前10時（９時20分開場）

２．場　　所　　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（「悠久の間」が満席となった場合は、第２会場をご案内させていただきますのでご了承ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項　　第23期（自2017年４月１日　至2018年３月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
◎当日は軽装にてお越しください。当社の役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応いたします。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他会社の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」「会社の支配に関する基本方針」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載いたします。
◎本招集ご通知の発送日は2018年５月21日ですが、早期開示の観点から2018年５月16日より当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

【議決権行使の方法について】
⑴郵送（書面）による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
⑵インターネットによる議決権行使について
議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（16頁）をご確認ください。
⑶複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効といたします。

以　上

目次

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 4
第２号議案　定款一部変更の件…… 5
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件…… 6
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件…… 10
インターネットによる議決権行使のお手続きについて…… 16
（添付書類）
事業報告
会社の現況…… 17
当事業年度の事業の状況…… 17
直前３事業年度の財産及び損益の状況…… 20
重要な子会社の状況…… 20
対処すべき課題…… 21
会社役員の状況…… 23
取締役の状況…… 23
責任限定契約の内容の概要…… 24
取締役の報酬等の総額…… 24
貸借対照表…… 25
損益計算書…… 26
計算書類に係る会計監査報告…… 27
監査等委員会の監査報告…… 28

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則としております。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。

なお、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の３年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、１株につき５円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額55,937,985円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2018年６月18日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業の多様化に対応するとともに、現状に即した事業目的とするため、現行定款第２条（目的）について所要の変更を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１　半導体集積回路及び半導体集積回路を組み込んだプリント基板の設計、製造、販売	１　（現行どおり）
２　ゲーム機器の設計、製造、販売	（削除）
３　事務機器の設計、製造、販売	（削除）
（第５号より移設）	２　画像・音声・機械学習等に関する要素技術の研究、開発、販売
（新設）	３　情報セキュリティに関する要素技術の研究、開発、販売
（新設）	４　ブロックチェーンに関する要素技術の研究、開発、販売
４　インターネットを利用した各種情報提供サービス業	５　（現行どおり）
５　画像又は音声に関する圧縮伸長処理技術の開発、販売	（第２号に移設）
６　ソフトウェアの開発、販売	６　（現行どおり）
（新設）	７　前各号に関する応用機器の設計、製造、販売
（新設）	８　古物売買業
７　前各号に付帯する一切の事業	９　（現行どおり）

（注）上記に記載されていない条項については変更ありません。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名のうち３名の再任と、新たに１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

松浦（まつうら）　一教（かずのり）

再任



生年月日
1970年１月25日生
満48歳

所有する当社の株式数
388,800株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年４月	新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
1998年４月	当社入社
2004年４月	当社技術グループシニアマネージャー
2006年６月	当社取締役技術グループアシスタントゼネラルマネージャー
2010年６月	当社取締役技術グループゼネラルマネージャー
2012年６月	当社代表取締役社長（現任）
2014年４月	筑波大学客員教授（現任）

■ 取締役会への出席状況
100％（14回中14回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

松浦一教氏は、他社において豊富な半導体開発の経験を持ち、当社においては開発部門をはじめとして代表取締役社長として事業推進、経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号
2

斉藤（さいとう）　昭宏（あきひろ）

再任



生年月日
1966年８月４日生
満51歳

所有する当社の株式数
18,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年４月　新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
1995年５月　日鉄セミコンダクター株式会社出向
1999年４月　日本ファウンドリー株式会社転籍
2002年１月　当社入社
2004年４月　当社営業グループシニアマネージャー
2006年６月　当社取締役営業グループアシスタントゼネラルマネージャー
2010年６月　当社取締役営業グループゼネラルマネージャー
2012年６月　当社代表取締役副社長営業グループゼネラルマネージャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

斉藤昭宏氏は、複数の会社において豊富な半導体営業・事業推進の経験を持ち、当社においては代表取締役副社長として営業・マーケティング部門の経営に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号 3

蟹江（かにえ）　幸司（こうじ）

再任



生年月日
1976年９月30日生
満41歳

所有する当社の株式数
10,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年４月　当社入社
2009年１月　当社技術グループシニアマネージャー
2012年６月　当社取締役技術グループゼネラルマネージャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

100％（14回中14回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

蟹江幸司氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は豊富な開発業務経験を重ね、現在は開発部門の経営に携わっております。その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号 4

客野（きゃくの） 一樹（かずき）

新任



生年月日
1983年12月12日生
満34歳

所有する当社の株式数
1,100株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年４月　当社入社
2011年３月　筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了（工学博士）
2013年４月　当社技術グループシニアマネージャー（現任）
2014年４月　筑波大学客員准教授（現任）

■ 取締役会への出席状況

－

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

客野一樹氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は一貫して当社LSI製品の差別化要素となる独自技術の研究開発に携わり、現在は研究開発部門のリーダーを務めております。今後の新規事業分野における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　２．各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の監査等委員である取締役４名のうち３名の再任と、新たに１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

三村（みつむら）　勝也（かつや）

再任　社外　独立



生年月日
1951年６月18日生
満66歳

所有する当社の株式数
０株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年４月　昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
1977年３月　公認会計士登録
1982年１月　三村勝也公認会計士税理士事務所開設（現任）
2008年６月　当社監査役
2016年６月　当社取締役[監査等委員]（現任）
2016年10月　株式会社稲葉製作所社外取締役（現任）
2017年12月　富士山の銘水株式会社社外監査役（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（15回中15回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三村勝也氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

鈴木（すずき）　眞巨（まさお）

再任　社外　独立



生年月日
1953年２月９日生
満65歳

所有する当社の株式数
100株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年４月　株式会社平和相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1981年11月　山一證券株式会社入社
1993年11月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社投資銀行部門法人部長
2000年２月　ストラテジック　キャピタルパートナーズ株式会社設立代表取締役（現任）
2010年６月　当社取締役
2016年６月　当社取締役[監査等委員]（現任）
2016年11月　株式会社立誠社監査役（現任）
2017年３月　ケン不動産投資顧問株式会社代表取締役社長（現任）
2017年６月　株式会社シブヤテレビジョン代表取締役社長（現任）

取締役会への出席状況

100%（14回中14回出席）

監査等委員会への出席状況

100%（15回中15回出席）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木眞巨氏は、複数の会社における豊富な業務経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

五十島（いがしま）　滋夫（しげお）

再任　社外　独立



生年月日
1963年12月12日生
満54歳

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年10月　中央新光監査法人入所
1995年８月　公認会計士登録
1997年１月　株式会社矢野製作所入社
2003年３月　ヤノエレクトロニクス・タイランド出向
　　代表取締役副社長
2004年４月　株式会社矢野製作所帰任
2004年９月　五十島公認会計士事務所代表（現任）
2005年６月　エム・テー・ケー債権管理回収株式会社監査役
2008年６月　当社監査役
　　株式会社イージェーワークス監査役
　　Ｌｕｎａｓｃａｐｅ株式会社監査役
2011年12月　太洋物産株式会社常勤監査役
2012年６月　株式会社新東京グループ社外監査役（現任）
2015年10月　株式会社クラスター会計代表取締役社長
　　（現任）
2016年６月　当社取締役[監査等委員]（現任）
2017年12月　太洋物産株式会社社外取締役（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（15回中15回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

五十島滋夫氏は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

西坂（にしざか）　禎一郎（ていいちろう）

新任　社外　独立



生年月日
1958年１月28日生
満60歳

所有する当社の株式数
０株

略歴及び重要な兼職の状況

1982年４月　日本電気株式会社入社
2005年１月　NECエレクトロニクス株式会社システムメモリ事業部長
2007年５月　同社アドバンストASIC事業部長
2008年７月　同社システムASIC事業部長
2010年４月　ルネサスエレクトロニクス株式会社イメージングデバイス事業部長
2011年10月　同社産業ネットワーク第二事業部長
2012年10月　同社退職
2014年４月　中小企業診断士登録
2017年４月　国立研究開発法人科学技術振興機構入職

取締役会への出席状況

－

監査等委員会への出席状況

－

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

西坂禎一郎氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、当社が属する半導体業界における長年の多様な業務を通じて、新規事業分野を含めた事業推進に必要とされる豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、西坂禎一郎氏が過去に在籍したルネサスエレクトロニクス株式会社と当社との間には当社製品の製造委託にかかる仕入の取引関係があるものの、同氏が同社の職を辞してから５年が経過しており現時点においては同社との間に何らの関係もなく、同氏の監査等委員である社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼさないものと考えております。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫、西坂禎一郎の４氏は社外取締役候補者であります。
３．三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の３氏は、現在当社の社外取締役であります。鈴木眞巨氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって８年となり、三村勝也、五十島滋夫の２氏の社外監査役も含めた通算の在任期間は10年となります。
４．当社は、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。なお、３氏が再任された場合、当社は３氏との間で責任限定契約を継続する予定です。また、西坂禎一郎氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で新たに同様の契約を締結する予定であります。
５．当社は、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において３氏が監査等委員である取締役に再任された場合、引き続き３氏を独立役員として届け出る予定です。また、西坂禎一郎氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定です。
６．各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

以上

（ご参考）
当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。

社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。

1．次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断いたします。

＜取引関係＞

①当社グループの主要な取引先（注１）の業務執行者（注２）

＜主要株主＞

②当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者

③当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者

＜アドバイザー・専門的サービス提供者＞

④当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注３）を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

＜社外役員の「持ち合い」関連（相互就任）＞

⑥当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者

＜寄付先＞

⑦当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者

＜近親者＞

⑧上記①から⑦までの、配偶者又は２親等内の親族もしくは同居の親族

＜その他＞

⑨過去３年間において上記①から⑧に該当していた者

2．上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。

3．独立役員は、上記１に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。

（注）１．「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の２％を超えるものを意味しております。

２．「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を意味しております。

３．「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は１事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の２％を超えることを意味しております。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

（2）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。

（3）インターネットによる議決権の行使は、2018年６月15日（金曜日）午後５時まで受け付けいたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．パスワードの取り扱い

（1）株主総会招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　午前９時～午後９時　通話料無料）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2017年 4月 1日
至　2018年 3月31日）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善がみられるとともに、個人消費も緩やかな持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が持続いたしました。しかしながら、世界経済の不確実性が一層増大していることに加え、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、レジャーの多様化や近年の依存症対策を目的とした業界団体による自主規制の影響等により、遊技人口は逓減傾向を示すなど厳しい市場環境が続いております。また、本年２月に改正された「風適法施行規則等」の影響により、先行きの不透明さから遊技ホールの新台購入意欲が低迷するなど、足元の市場環境は一層厳しさが増しております。

かかる環境の中で当社は、引き続きパチンコ・パチスロ機市場に向けた各種製品の販売活動に注力するとともに、組み込み機器市場（注）に向けたグラフィックスLSI及び「H2MD」等のソフトウェアIP、ミドルウェア製品等の新分野に向けた事業活動にも注力いたしました。また、新事業への展開等による収益構造の転換を加速させる観点から、アライアンスや出資の検討等を積極的に実施いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は8,477百万円、営業利益は156百万円、経常利益は164百万円、当期純利益は80百万円となりました。

（注）「組み込み機器市場」とは、パチンコ・パチスロ機以外の組み込み機器の製造に係る市場として使用しております。組み込み機器とはコンピュータが内部に組み込まれており、そのコンピュータに特定のアプリケーションに特化した処理を行わせる電子装置を意味しております。医療機器や自動販売機、生活家電など多種多岐にわたる機器が組み込み機器に該当いたします。

(1) パチンコ・パチスロ機市場向けLSI

当社は、パチンコ・パチスロ機市場に向けてグラフィックスLSI（機能統合化製品を含む）、LEDドライバLSI（注１）、メモリモジュール（注２）製品等を販売しており、グラフィックスLSIが中核製品となっております。グラフィックスLSIの売上高は、当事業年度において総売上高の約55％を占めております。

当事業年度における同市場向け製品に関しましては、市場環境の影響を受け、主力製品であるグラフィックスLSIの販売は低迷いたしましたが、メモリモジュール製品の販売拡大により、前期比452百万円増（5.8％増）となる8,291百万円の売上高となりました。主力製品であるグラフィックスLSIの販売は、市場環境に加え主要顧客のリユース（再利用）の影響も重なり、前期実績の87万個に対し63万個にとどまりました。一方、同市場に向けたその他製品では、LEDドライバLSIは前期を下回る販売となりましたが、メモリモジュール製品は採用顧客の好調な販売動向に支えられ前期を大幅に上回る販売となりました。

（注１）「LEDドライバLSI」とは、パチンコ・パチスロ機に搭載されるLEDを効率的に制御するためのLSIを意味しております。

（注２）「メモリモジュール」とは、パチンコ・パチスロ機の画像表示用基板に搭載される画像データを保持しておく部分の仕組みを意味しております。

(2) 組み込み機器市場向けLSI

当社は、医療機器や産業用機器等の組み込み機器市場に向けてグラフィックスLSIを販売しております。現在の製品構成は、PC系の仕組みを搭載した各種機器に対応したグラフィックスLSI「AG10」と比較的安価なCPUを搭載した一般的な組み込み機器において高解像度グラフィックスを実現する「AG9」シリーズになっております。当事業年度における同市場向けグラフィックスLSIに関しましては、当社製品採用メーカー各社の需要動向により、前期比2.7％減となる113百万円の売上高となりました。

(3) その他

当社では、前記LSI製品以外に顧客の開発を支援する開発評価基板やソフトウェアに加え、「H2MD」等のソフトウェアIP、ミドルウェア製品等も開発、販売しております。これら顧客開発支援環境やソフトウェアIP製品等に係る売上高は、前期比26.4％増となる72百万円となりました。

（製品区分別受注・売上の状況）

（単位：百万円）

製品区分別	当事業年度 期首受注残高	当事業年度 受注高	当事業年度 売上高	当事業年度 期末受注残高
パチンコ・パチスロ機市場	1,117	8,590	8,291	1,416
組み込み機器市場	43	110	113	40
その他	1	77	72	6
合計	1,163	8,778	8,477	1,464

② 設備投資の状況
当事業年度における設備投資の総額は70百万円であります。
その主な内訳は、設計開発用機材等として62百万円、設計開発用ソフトウェア等として７百万円となっております。

③ 資金調達の状況
当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

④ 事業の譲渡、吸収合併又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第20期 (2015年３月期)	第21期 (2016年３月期)	第22期 (2017年３月期)	第23期 (当事業年度) (2018年３月期)
受　　注　　高（百万円）	12,264	6,613	7,279	8,778
売　　上　　高（百万円）	11,073	8,982	8,012	8,477
経　常　利　益（百万円）	1,659	220	162	164
当　期　純　利　益（百万円）	1,115	113	92	80
１株当たり当期純利益（円）	89.91	9.85	8.30	7.18
総　　資　　産（百万円）	14,562	12,156	12,029	13,035
純　　資　　産（百万円）	13,556	11,256	11,457	11,418
１株当たり純資産額（円）	1,093.10	1,006.14	1,024.16	1,020.67

（3）重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社では持続的な成長のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 事業の多角化に対する取り組みについて

当社の主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、市場の縮小傾向に加え、パチンコ・パチスロ機構成部材のリユースによる需要縮小の影響を受けるなど、厳しい市場環境が続いております。また、今後の市場動向につきましても、長期的には市場の回復は期待されるものの、当面は不透明な状況が続くことが想定されております。このような状況の中、当社が持続的な成長を実現していくためには、同市場に続く第二、第三の事業の柱を早急に立ち上げていくことが最重要課題であると考えております。

現在、同市場以外に向けた取り組みとして、医療機器や産業用機器等の組み込み機器に向けたグラフィックスLSIに加え、ソフトウェアIP、ミドルウェア製品の販売拡大に取り組んでおります。今後も新たな事業領域に向けた製品開発を進めるとともに、新規事業を推進・展開するために組織改正及び子会社設立などの体制整備を進め、新規事業の立ち上げを加速させてまいりたいと考えております。また、新規事業の立ち上げをさらに加速させる観点から、引き続きアライアンスやM&A、事業投資の検討を積極的に進めてまいります。

② パチンコ・パチスロ機市場に対する取り組みについて

パチンコ・パチスロ機市場は厳しい市場環境が続いておりますが、同市場は当社製品をはじめとする電子部品の需要が旺盛な巨大な市場であることに加え、当社において事業化が可能な未参入領域も多く残されており、引き続き当社の重要な市場であると考えております。

同市場に向けましては、引き続き主力製品であるグラフィックスLSIを中核製品とし、システムビジネスへの展開、さらには同市場内における新たな領域への製品開発など製品の多様化を図ってまいります。また、顧客の開発負荷を軽減する開発支援環境の整備向上を図り、顧客とより密着した付加価値の高いソリューションを提供してまいりたいと考えております。このような施策を有機的に展開し、厳しい市場環境においても安定収益の確保と中長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。

③ 知的財産権の取得及び他社の知的財産権の侵害リスクを排斥するための取り組みについて

当社は、開発した各種技術に係る知的財産権の円滑な取得態勢の整備が重要な課題であると認識しております。また、当社の事業規模の拡大に応じて、他社の知的財産権の侵害リスクが高まるとの認識の下、他社の権利を侵害しないための対応整備が重要な課題になると捉えております。以上の課題に対

し当社では、社長直轄の知的財産権全般にわたる担当部署を設置するとともに弁理士との緊密な関係構築や知的財産権に関する社内セミナーの開催といった取り組みを継続的に実施しております。今後におきましても、研究開発担当者、知的財産権を統括する部署及び弁理士との連携強化を進め、さらなる実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

④　コーポレート・ガバナンスの充実について

当社は、継続的な企業価値向上及び持続可能な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると考えております。

当社では企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するなど、経営上の重要な指針としてコーポレート・ガバナンスを位置づけております。当社は企業理念に従い全てのステークホルダーに配慮しつつ、当社の業態、事業規模等に見合ったコーポレート・ガバナンス体制を適宜構築していくことが重要な課題であると考えております。

«コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方»

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけており、企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するとともに、「株式会社アクセル行動規範」を定め、これを経営上の重要な指針のひとつとして位置づけております。当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

1．会社の現況
（5）主要な事業内容
（6）主要な営業所及び工場
（7）従業員の状況
（8）主要な借入先の状況
（9）その他会社の現況に関する重要な事項
2．株式の状況
3．会社の新株予約権等に関する事項

4．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2018年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　浦　一　教	筑波大学客員教授
代表取締役副社長	斉　藤　昭　宏	営業グループゼネラルマネージャー
取　締　役	千　代　進　弘	管理グループゼネラルマネージャー
取　締　役	蟹　江　幸　司	技術グループゼネラルマネージャー
取　締　役 （監査等委員・常勤）	吉　田　良　樹	
取　締　役 （監査等委員）	三　村　勝　也	公認会計士・税理士 株式会社稲葉製作所　社外取締役 富士山の銘水株式会社　社外監査役
取　締　役 （監査等委員）	鈴　木　眞　巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社　代表取締役 ケン不動産投資顧問株式会社　代表取締役 株式会社シブヤテレビジョン　代表取締役 株式会社立誠社　監査役
取　締　役 （監査等委員）	五十島　滋　夫	公認会計士・税理士 株式会社クラスター会計　代表取締役 太洋物産株式会社　社外取締役 株式会社新東京グループ　社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）吉田良樹氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）吉田良樹氏、三村勝也氏及び五十島滋夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

①吉田良樹氏は、当社が属する電気機器業種における豊富な業務経験、また同業種での常勤監査役として監査等に従事した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

②三村勝也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

③五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての経験及び事業会社の経営に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）吉田良樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．取締役（監査等委員）吉田良樹氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）吉田良樹氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

（3）取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4名 （－名）	81百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	33百万円 （33百万円）
合　　計 （うち社外役員）	8名 （4名）	114百万円 （33百万円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、固定報酬枠として年額100百万円以内、業績連動報酬枠として短期業績連動報酬を年額65百万円以内、中長期業績連動報酬を年額50百万円以内と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

4．会社役員の状況

（4）社外役員に関する事項

5．会計監査人の状況

6．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

8．会社の支配に関する基本方針

貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	11,492	流動負債	1,580
現金及び預金	6,868	買掛金	1,344
売掛金	3,304	未払金	82
商品及び製品	480	未払費用	18
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	43
前渡金	707	未払消費税等	67
前払費用	117	前受金	0
繰延税金資産	13	預り金	23
その他	0	固定負債	35
固定資産	1,542	資産除去債務	35
有形固定資産	266	負債合計	1,616
建物	91	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	174	株主資本	11,278
無形固定資産	32	資本金	1,018
商標権	0	資本剰余金	861
ソフトウェア	32	資本準備金	861
投資その他の資産	1,243	利益剰余金	9,398
投資有価証券	1,044	利益準備金	1
長期前払費用	18	その他利益剰余金	9,396
敷金及び保証金	92	別途積立金	8,200
繰延税金資産	69	繰越利益剰余金	1,196
その他	19	自己株式	△0
		評価・換算差額等	140
		その他有価証券評価差額金	140
資産合計	13,035	純資産合計	11,418
		負債・純資産合計	13,035

損 益 計 算 書

（自　2017年 4月 1日
至　2018年 3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		8,477
売上原価		5,335
売上総利益		3,142
販売費及び一般管理費		2,985
営業利益		156
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	6	
投資事業組合運用益	13	
助成金収入	5	
その他	2	29
営業外費用		
為替差損	21	
その他	0	21
経常利益		164
特別利益		
投資有価証券売却益	164	164
特別損失		
投資有価証券評価損	149	
会員権評価損	1	150
税引前当期純利益		178
法人税、住民税及び事業税	44	
法人税等調整額	53	97
当期純利益		80

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年４月25日

株 式 会 社 ア ク セ ル
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横　内　龍　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルの2017年４月１日から2018年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査調書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及び内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務執行についても指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本的考えは相当であると認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
　　会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年４月25日

株式会社アクセル　監査等委員会

監査等委員（常勤）	吉田良樹 ㊞
監査等委員	三村勝也 ㊞
監査等委員	鈴木眞巨 ㊞
監査等委員	五十島滋夫 ㊞

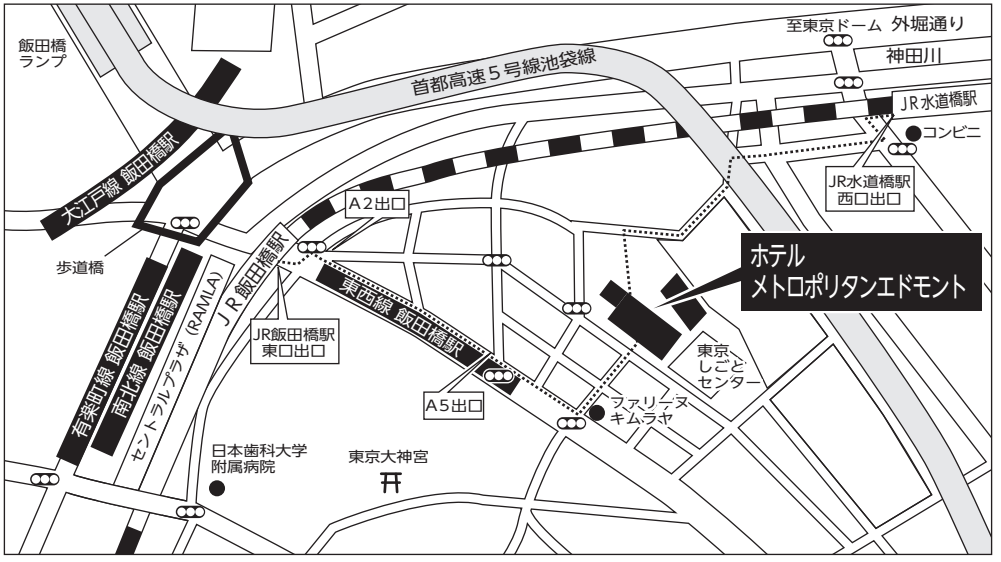
（注）監査等委員４名は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図



会　　場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
　　ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
　　ＴＥＬ　０３－３２３７－１１１１
最 寄 駅：・ＪＲ飯田橋駅東口より徒歩約５分
　　・地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線　飯田橋駅Ａ２出口より徒歩約５分
　　・地下鉄東西線　飯田橋駅Ａ５出口より徒歩約２分
　　・ＪＲ水道橋駅西口より徒歩約５分

●同封の「株主総会会場ご案内図　補足資料」も併せてご参照ください。
●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
NAVITIME 出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株式会社 アクセル

目次

事業報告

会社の現況…… 1
主要な事業内容…… 1
主要な営業所及び工場…… 1
従業員の状況…… 1
主要な借入先の状況…… 1
その他会社の現況に関する重要な事項…… 1
株式の状況…… 3
会社の新株予約権等に関する事項…… 3
会社役員の状況…… 4
社外役員に関する事項…… 4
会計監査人の状況…… 5
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… 6
剰余金の配当等の決定に関する方針…… 11
会社の支配に関する基本方針…… 11

計算書類

株主資本等変動計算書…… 12
個別注記表…… 13

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

1．会社の現況

（5）主要な事業内容（2018年３月31日現在）

当社は、各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売を主たる業務としております。

（6）主要な営業所及び工場（2018年３月31日現在）

名称	所在地
本　　社	東京都千代田区外神田四丁目14番１号

（7）従業員の状況（2018年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87（32）名	1名増（8名減）	43.5歳	9.6年

（注）従業員数は就業人員であり、派遣社員等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他会社の現況に関する重要な事項

① CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、一般財団法人キャンパスOJT型産学連携教育推進財団を通じた当社の寄付等によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣されております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

2018年３月期における災害義援金等の拠出先
- 2017年７月５日からの大雨災害義援金
- 2017年台風第18号災害義援金
- 2017年台風第21号災害義援金

（注）CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

② 役員報酬の減額について

当社は、2019年３月期の業績計画及び配当計画（無配）の内容を真摯に受け止め、2018年４月25日開催の取締役会において、役員報酬の減額を実施することを決議しております。

（1）役員報酬減額の内容

代表取締役社長及び副社長	月額報酬額の15％を減額
業務執行取締役（２名）	月額報酬額の10％を減額

（2）減額対象期間

2018年４月より2019年３月まで

2．株式の状況（2018年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　23,112,000 株

（2）発行済株式の総数　11,187,749 株

（3）株主数　4,654 名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
佐々木譲	1,243,200株	11.11％
緑屋電気株式会社	849,000	7.58
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	767,800	6.86
市原澄彦	595,800	5.32
柴田高幸	594,800	5.31
松浦一教	388,800	3.47
奥村龍昭	369,000	3.29
HSBC BANK PLC A／C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	360,000	3.21
森屋和喜	335,600	2.99
株式会社アバールデータ	260,000	2.32

（注）持株比率は自己株式（152株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（2）当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役 （監査等委員）	鈴　木　眞　巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社 ケン不動産投資顧問株式会社 株式会社シブヤテレビジョン	代表取締役 代表取締役 代表取締役
取締役 （監査等委員）	五十島　滋　夫	株式会社クラスター会計	代表取締役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役 （監査等委員）	三　村　勝　也	株式会社稲葉製作所 富士山の銘水株式会社	社外取締役 社外監査役
取締役 （監査等委員）	鈴　木　眞　巨	株式会社立誠社	監　査　役
取締役 （監査等委員）	五十島　滋　夫	太洋物産株式会社 株式会社新東京グループ	社外取締役 社外監査役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	吉　田　良　樹	当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会15回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	三　村　勝　也	当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会15回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	鈴　木　眞　巨	当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会15回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 （監査等委員）	五十島　滋　夫	当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会15回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、同意しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。

②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理を担当する部署を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。

③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。

④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。

⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。

⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。

イ．株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料

ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料

ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書

②上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
③取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果を取締役会に報告する。
③企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
②当社は、原則としてすべての取締役が出席する定例取締役会を毎月１回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
③取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
④当社は、業務執行取締役を中心に構成されるGM会議を開催し、取締役会から取締役に委任された重要な業務執行の決定をするとともに、代表取締役社長の業務執行の補佐をするほか、必要ある場合には稟議決裁手続きを行う。なお、GM会議には常勤の監査等委員も出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行う。
⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

（6）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助使用人等として適切なものを任命することとする。

②補助使用人等を置いた場合、当社は、補助使用人等の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件の決定につき、監査等委員会と協議の上、決定するものとする。

（7）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

①監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。

イ．定期的に報告を受ける事項

・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況

ロ．臨時に報告を受ける事項

・経営に係る重要な発生事実

・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実

②監査等委員は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。

③内部通報窓口への通報内容は速やかに監査等委員会に報告する。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

（9）当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査等委員は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

②当社は、監査等委員会と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査等委員会が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

（11）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の概要の通りであります。

①取締役の職務執行の体制について

定例取締役会を月１回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款や法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、GM会議を月１回以上開催し、業務執行の背景となる重要事項及び具体的対応策について審議するとともに、取締役会が取締役に委任した重要な業務執行の決定等を行いました。

②コンプライアンス体制について

コンプライアンス意識の醸成に努めるために、顧問弁護士や社外講師を招いての実態に即したコンプライアンス教育を実施しました。また、内部通報窓口も設け適切な対応が行える体制を実施しております。

内部監査につきましては、各組織単位（グループ）を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について定期的に監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会による社内教育や情報監査等を実施し、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めております。

③リスク管理体制について

定例取締役会において、各グループよりリスクに係る月次報告を実施し、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止を実施しております。また、災害を想定した事業継続計画を策定し、その有効性につき適宜見直しを実施しております。さらに、定期的に取引先のチェックを行い、反社会的勢力との取引を排除する取組みを実施しております。

④監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、監査等委員会を月１回開催するとともに、取締役会に出席し、議決権の行使及び業務執行の監査・監督を行いました。また、監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の監督を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人との定期的な連絡会を設け、情報交換及び意見交換を行い、監査を実施しました。さらに常勤の監査等委員は、GM会議などの経営上重要性の高い会議に出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行っております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則としております。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。

なお、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の３年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。

現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

株主資本等変動計算書

（自　2017年 4月 1日
至　2018年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,018	861	861	1	8,200	1,172	9,373	△0	11,254
当期変動額									
剰余金の配当						△55	△55		△55
当期純利益						80	80		80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	24	24	－	24
当期末残高	1,018	861	861	1	8,200	1,196	9,398	△0	11,278

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	203	203	11,457
当期変動額			
剰余金の配当			△55
当期純利益			80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63	△63	△63
当期変動額合計	△63	△63	△38
当期末残高	140	140	11,418

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　たな卸資産

・製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	２～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　1,098百万円

3．損益計算書に関する注記

研究開発費の総額　2,134百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11,187,749株	－	－	11,187,749株

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	152株	－	－	152株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月17日定時株主総会	普通株式	55	5	2017年3月31日	2017年6月19日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月16日定時株主総会	普通株式	55	利益剰余金	5	2018年3月31日	2018年6月18日

⑷　当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLSI製品の研究開発及び販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避する目的で利用しリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入する国庫短期証券で構成されるものとし、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヵ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先につきましては、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権につきましては、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成するため、信用リスクは僅少であります。

当事業年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中
当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、91％が大口顧客２社に対するものであります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項
2018年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
①現金及び預金	6,868	6,868	－
②売掛金	3,304	3,304	－
③投資有価証券			
その他有価証券	213	213	－
資産計	10,386	10,386	－
①買掛金	1,344	1,344	－
②未払法人税等	43	43	－
負債計	1,387	1,387	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産
① 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
② 売掛金
売掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。
③ 投資有価証券
投資有価証券の時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。

負債

① 買掛金

買掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払法人税等

未払法人税等は、短期間で決済されるため、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	354百万円
投資事業有限責任組合への出資	476百万円

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,867	－	－	－
売掛金	3,304	－	－	－
合計	10,172	－	－	－

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
減価償却費損金算入超過額	36百万円
一括償却資産損金算入超過額	1百万円
未払事業税否認	5百万円
資産除去債務	10百万円
投資有価証券評価損	45百万円
税務上の繰延資産	98百万円
その他	17百万円
繰延税金資産小計	215百万円
評価性引当額	△62百万円
繰延税金資産合計	153百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△61百万円
資産除去債務	△8百万円
繰延税金負債合計	△70百万円
繰延税金資産の純額	82百万円

7．資産除去債務に関する注記

⑴　当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を42.75年～50年と見積り、割引率は1.820％～2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	35百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	1,020円67銭
⑵　１株当たり当期純利益	7円18銭